

## 羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和3年7月26日 要綱第20号

### (目的)

第1条 この要綱は、羅臼町内の事業所等に勤務する若年層の者に対し、その者が借り入れた奨学金の返還を支援することにより、地域の産業を担う人材の確保と町内への定住促進を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、北海道、羅臼町その他団体が貸与する奨学金、その他町長が認める奨学金をいう。
- (2) 高等学校等程度以上の学種 大学等(※)のほか、高等学校(本科・別科・専攻科)、中等教育学校(後期課程)、専修学校高等課程(高等専修学校)、特別支援学校高等部(本科・別科・専攻科)をいう。  
※大学等とは、大学(短期大学を含む。)、大学院、専門職大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する公共職業能力開発施設をいう。
- (3) 学生等 高等学校等程度以上の学種に在籍する学生又は生徒をいう。
- (4) 町内事業所等 町内に所在する事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有する事業所等をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この要綱の規定により羅臼町奨学金返還支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、町長に申請し補助対象者として認定(以下「認定」という。)を受けた者とする。

- (1) 町長が別に定める町内事業所等(以下「指定事業所」という。)に正規職員等として就業、又は1年以内に就業が見込まれる(自ら事業を営む者を含む。)学生等で、奨学金の貸与を受け、返還中又は返還予定である者。
  - (2) 指定事業所に就業後5年以上継続して勤務する見込みであり、かつ、町内に定住する見込みであること。
  - (3) 補助対象候補者の認定に係る申請をする日以後の最初の4月1日時点で30歳未満であること。
  - (4) 羅臼町暴力団排除条例(平成24年条例第16号)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (5) 町に納付すべき町税、分担金、使用料その他の滞納及び奨学金の返還に滞納がない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項各号の要件を満たす者に準ずる者として町長が認める者について認定をすることができる。

### (認定申請等)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、補助対象者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校等程度以上の学種の在学証明書又は卒業証明書
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの

- (3) 奨学金の借入残額を証するもの
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、認定の適否を決定し、補助対象者認定適否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（認定辞退等の届出）

第5条 認定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助対象者認定辞退等届出書（様式第3号）により町長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 認定を受けた年度の翌年度中に就職できなかったとき。
  - (2) 認定を受けた年度の翌年度中に町内に住民登録できなかったとき。
  - (3) 町内に住民登録を有しなくなったとき。
  - (4) 指定事業所に就業後、自己都合により離職したとき。
  - (5) 認定を辞退しようとするとき。
- 2 町長は、前項の規定による届出があったとき、又は補助対象者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めるときは、当該補助対象者に係る認定を取り消し、その旨を補助対象者認定取消通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす補助対象者に対し、その申請に基づき交付する。

- (1) 指定事業所に就業又は事業主であること。ただし、指定事業所内の異動による通算3年以内の町外勤務の場合は、指定事業所に就業しているものとみなす。
- (2) 町内に住所を有していること。ただし、前項に定める通算3年以内の町外勤務の場合については、継続して町内に住所を有しているとみなす。
- (3) 奨学金の返還に対する助成を他から受けていないこと。
- (4) 町に納付すべき町税、分担金、使用料その他の納付金に滞納がないこと。
- (5) 奨学金の返還中であり、かつ、当該返還に滞納がないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、一の年度において、貸与を受けている奨学金の1年間の返還金相当額とする。ただし、年額18万円を限度とする。

- 2 月額補助金の額は、貸与を受けている奨学金の一月の返還金相当額とする。ただし、月額1万5,000円を限度とする。

（補助金の交付期間）

第8条 補助金の交付期間は、第6条各号の交付要件を全て満たした日の属する月から120月とする。ただし、第6条各号のいずれかの要件を満たさなくなったときは、その日の属する月をもって終了する。

- 2 前項の規定により交付期間が終了するときは、交付期間終了届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

（勤務状況の報告）

第9条 補助対象者は、毎年度、町長が別に定める日までに勤務証明書（様式第6号）によりその勤務状況を町長に報告しなければならない。

(交付申請)

第10条 補助対象者は、毎年度、交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期間内に町長に提出することにより、当該年度分の補助金の交付申請を行うものとする。

- (1) 勤務証明書（様式第6号）
- (2) 未就業者においては、雇用が見込まれることを証明できる書類（認定申請時に就業していた者は省略することができる。）
- (3) 住民票の写し（町内に住所を有していない場合に限る。）
- (4) 奨学金の返還に係る証明書又はこれに準ずるもの（返還額等に変更があった場合に限る。）

(交付決定兼額の確定通知)

第11条 町長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出を受けた場合において、その内容が適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、及び額を確定し、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、交付請求書（様式第9号）により町長に補助金の交付を請求することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第6条各号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消し又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるときは、交付決定取消通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

(報告等)

第14条 町長は、補助対象者に対し、必要な報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）羅臼町長

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
生年月日 年 月 日（ 歳）  
電話番号 ー ー

補助対象者認定申請書

年度羅臼町奨学金返還支援事業補助金の補助対象者の認定を受けたいので、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、町の担当部局が申請内容確認のために、町が保有する私の住民登録情報及び納税情報を閲覧することに同意します。

記

奨 学 金 の 名 称	
奨学金貸与機関の名称	
奨学金の返還開始日	年 月 日
奨学金の返還期間	年 月 ～ 年 月
奨学金の返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 その他（ ）
奨学金借入残額	円
最 終 学 歴	学校名： 卒業（見込）年月日： 年 月 日
就職希望指定事業所	
その他（該当の場合に点を入れること。）	<input type="checkbox"/> 羅臼町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※貸与を受けている奨学金が複数ある場合は、別紙に、奨学金の名称、奨学金の貸与機関の名称、奨学金の返還開始日、奨学金の返還期間、奨学金の返還方法及び奨学金借入残額を記載してください。

- 【添付書類】
- （1）高等学校等程度以上の学種の在学証明書又は卒業証明書
  - （2）奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの
  - （3）奨学金の借入残額を証するもの

様式第2号（第4条関係）

第 号指令  
年 月 日

様

羅臼町長



補助対象者認定適否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象者認定の適否について、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1	認 定 適 否	(1) 認定する (2) 認定しない 【理由】
2	認 定 番 号	第 号
3	摘 要	
連絡先	担当課・係名	
	電話番号	
	E-mail	

年 月 日

（宛先）羅臼町長

住所  
氏名

補助対象者認定辞退等届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定を下記の理由により辞退したいので、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

記

辞退の理由 (該当する事項に○)	(1) 補助対象者の認定を受けた年度の翌年度中に就職できなかったため。 (2) 補助対象者の認定を受けた年度の翌年度中に町内に住民登録できなかったため。 (3) 町内に住民登録を有しなくなったため。 (4) 就職後、自己都合により離職したため。 (5) 上記以外の理由により補助対象者の認定を辞退したため。 <b>【理由】</b>
---------------------	--

様式第4号（第5条関係）

第 号指令  
年 月 日

様

羅臼町長



補助対象者認定取消通知書

羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により補助対象者の認定を取り消したので通知します。

記

1	取消しの理由	
2	摘要	
連絡先	担当課・係名	
	電話番号	
	E-mail	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 羅臼町長

住所  
氏名

交付期間終了届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた補助金について、下記により交付期間が終了となりますので、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 交付期間終了年月 年 月
- 2 交付期間が終了となる理由



様式第6号（第9条関係）

（宛先）羅臼町長

勤務証明書

フリガナ	
氏名	
生年月日	
現住所	
就職年月日	
職務内容	
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 箇月)

上記の者は当社の雇用者であることを証明します。

年 月 日

指定事業所 所在地 〒

名称  
代表者  
電話番号  
記入担当者

所属部署  
役職・氏名

Ⓜ

（宛先）羅臼町長

住所  
氏名

交付申請書兼実績報告書

羅臼町奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、町の担当部局が申請内容確認のために、町が保有する私の住民登録情報及び納税情報を閲覧することに同意します。

記

1 交付申請額 金 円

2 計算明細

貸与を受けた奨学金の合計額	(ア)	円
補助対象候補者認定申請時までの奨学金の返還額 (月額 円) × 箇月	(イ)	円
他の制度による補助金等の額	(ウ)	円
補助対象基準額 (1,000円未満切捨て) (ア) - (イ) - (ウ)	(エ)	円
前年度までに交付を受けた補助金の額の合計額	(オ)	円
補助金未交付額 (エ) - (オ)	(カ)	円
交付申請額 (月額 円) × 箇月 ※限度額：年額 180,000円 (月額 15,000円)	(キ)	円

- 3 添付書類 (1) 勤務証明書 (様式第6号)  
(2) 未就業者においては、雇用が見込まれることを証明できる書類  
(認定申請時に就業していた者は省略することができる。)  
(3) 住民票の写し (町内に住所を有していない場合に限る。)  
(4) 奨学金の返還に係る証明書又はこれに準ずるもの

様

羅臼町長



年度補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日に申請のあった羅臼町奨学金返還支援事業補助金の交付について、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付期間 年 月から  
年 月まで
- 2 交付決定額 年額 円  
(月額 円) × 箇月間
- 3 交付決定計算書

貸与を受けた奨学金の合計額	(ア)	円
一月の奨学金返還額	月額	円
補助対象候補者認定申請時までの奨学金の返還額 (月額 円) × 箇月	(イ)	円
他の制度による補助金等の額	(ウ)	円
補助対象基準額 (1,000円未満切捨て) (ア) - (イ) - (ウ)	(エ)	円
前年度までに交付を受けた補助金の額の合計額	(オ)	円
補助金未交付額 (エ) - (オ)	(カ)	円
年度交付決定額 (月額 円) × 箇月 ※限度額：年額 180,000円 (月額 15,000円)	(キ)	円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）羅臼町長

住所  
氏名

交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼額の確定通知を受けた補助金 円を交付されるよう、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

なお、補助金は下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名		支店等名称	
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他
口座番号			
口座名義（漢字）			
口座名義（カナ）			

【添付書類】 通帳の表面及び次ページの写し

様式第10号（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

羅臼町長



交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した羅臼町奨学金返還支援事業補助金について、羅臼町奨学金返還支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、交付決定を取り消すので通知します。

記

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定済額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付取消額  | 金 | 円 |
|   | うち返還命令額    | 金 | 円 |
| 3 | 取消しの理由     |   |   |